

## 議案第52号

### 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する 条例等の一部改正について

#### 1 改正理由

本年8月の人事院勧告を受けた一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員の定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し特勤手当が支給されることとなった。これを踏まえ、定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員（以下、「再任用教職員」という。）についてもへき地手当の支給対象とすることとし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部改正が行われている。

本市においては、北九州市立藍島小学校（令和6年12月現在休校中）に勤務する教職員について、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することとしているが、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）及び北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）で再任用教職員は適用除外とする規定を設けている。

については、これらの条例について、へき地教育振興法の改正に準じた所要の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

##### （1）北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正

###### 定年前再任用短時間勤務教職員の支給対象となる手当の改正

定年前再任用短時間勤務教職員を新たにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給対象とする。

（第31条第3項関係）

##### （2）北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正 暫定再任用教職員の支給対象となる手当の改正

暫定再任用教職員について、定年前再任用短時間勤務教職員と同様に新たにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給対象とする。

（付則第44項関係）

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 議案第53号

# 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

### 1 法改正に伴う関係規定の整備（第10条関係）

男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、令和6年8月に行われた人事院の「公務員人事管理に関する報告」においても、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとされた。

これらを踏まえ、法改正に伴う関係規定の整備として、「育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限に係る子の対象年齢の拡大」を行う。

#### 【改正内容】

時間外勤務の制限を申請することができる子の対象年齢について、次のとおり拡大する。

◀ 現行 ▶ 3歳に満たない子

◀ 改正後 ▶ 小学校就学の始期に達するまでの子

### 2 本市独自の仕事と育児の両立支援制度の拡充（第14条第4項関係）

令和6年度の本市人事委員会報告において、「子に障害がある場合への配慮など、個別の事情にも対応ができる育児・介護制度の充実に向けて研究されたい。」との言及がなされたことを踏まえ、本市独自の制度として、「子に障害がある場合への配慮を含む仕事と育児の両立支援制度の拡充」を目的に、「子育て部分休暇」を新設する。

#### 【改正内容】

正規教職員を対象に、子育て部分休暇（無給休暇）を新設する。

<参考：制度概要（予定）>

制度名称	子育て部分休暇(新設)	部分休業(現行:引き続き利用可能)
対象	小学校1～6年生(障害のある子は中学校3年生)までの子を養育する者	小学校就学前までの子を養育する者
取扱い	・1日2時間以内(30分単位) ・ <u>時間帯の制限なし</u>	・1日2時間以内(30分単位) ・ <u>勤務の始め又は終わり</u>
給与	無給	
定期昇給	影響なし	
勤勉手当の除算	勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間は除算しない	

### 3 施行期日

令和7年4月1日